資料3

議題３　行政財産の目的外使用許可期間について（刈谷市提出）

市名	回答	
	（１）行政財産目的外使用の許可期間について定めている内容	（２）行政財産目的外使用許可事務について工夫している内容
名古屋市	【名古屋市財産条例】 第6条　行政財産の使用許可の期間は、1年以内とする。ただし、電柱、水道の導管、下水道の排水管、ガスの導管その他これらに類する施設のために使用させるときは、5年以内とすることができる。 2　前項の期間は、更新することができる。この場合において、更新の期間は、前項の期間を超えることができない。	業務の円滑な運営のため、庁内向けに公有財産事務のマニュアルである「公有財産事務取扱いの手引き」を作成している。
豊橋市	２　目的外使用の許可の期間は、１年以内とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間とすることができる。 （１）　食堂、売店その他これらに類する施設を設置するとき　５年以内 （２）　電柱、電線その他これらに類するものを設置するとき　５年以内 （３）　地下埋設物で半永久的な施設を設置するとき　10年以内 （４）　公募により目的外使用の許可をする者を選定するとき　５年以内	なし
岡崎市	（岡崎市公有財産管理規則第２４条） 目的外使用の許可期間は、１年以内とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間以内とすることができる。 ⑴　食堂、喫茶室又は売店を設置するとき　５年 ⑵　電柱、電線その他これらに類するものを設置するとき　５年 ⑶　災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫を設置するとき　５年 ⑷　地下埋設物で半永久的な施設を設置するとき　５年 ⑸　公募により目的外使用を許可する者を選定するとき　５年	
一宮市	3年（電柱、電話柱及び地下埋設物で半永久的な施設その他これらに類するものにあっては5年）を超えてはならない。ただし更新をすることは妨げない。	多くの課に周知するために、庁内情報システムの文書管理において、申請書等の書式が閲覧できるよう添付している。
瀬戸市	行政財産の使用を許可する期間は、1年を超えることができない。ただし、建物、電柱等の敷地として使用する場合又は通路、用水路、水道管、ガス管その他これらに類するものを設ける場合は、5年以内とすることができる	
半田市	半田市財務規則において、行政財産目的外使用の期間は、1年を超えることができないものと定めている。	特になし。（本来の目的を損なわない範囲で、申請者の要望に応えるようにしている。）
春日井市	別紙　財産管理規則（抜粋）のとおり	特になし
豊川市	豊川市公有財産管理規則　第22条　第2項 ２　前項の規定による使用の期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、3年以内とすることができる。 豊川市行政財産の目的外使用に関する事務取扱要領 ３ 使用許可期間 (1) 使用許可はあくまでも例外的な措置であることから、使用許可期間は必要最小限にとどめ１年以内とする。 (2) 規則第２２条第２項の「市長が特に必要があると認めたもの」とは、次に掲げる場合をいい、その期間は３年以内とする。 ア 電線、電柱その他これらに類するものを設置する場合 イ 地下埋設物で半永久的な施設を設置する場合 ウ ア及びイに掲げる場合のほか、財産管理監に協議し、その承認を受けた場合	豊川市行政財産の目的外使用に関する使用許可期間の取扱いについて事務取扱要領を定めている
津島市	津島市財務規則第209条 （行政財産の使用許可期間） 第209条　行政財産の使用許可の期間は、１年以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときはこの限りでない。	特にありません。

議題３　行政財産の目的外使用許可期間について（刈谷市提出）

市名	回答	
	（１）行政財産目的外使用の許可期間について定めている内容	（２）行政財産目的外使用許可事務について工夫している内容
碧　南　市	碧南市財産管理規則 第８条　行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。 ２　前項の規定による使用は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。ただし、更新することができる。 （１）　土地及び土地の定着物を貸し付ける場合　２年 （２）　建物その他の物件を貸し付ける場合　１年	規則をもとに事務を行っているため、特にありません。
刈　谷　市	刈谷市財産管理規則　第８条　第２項 ２　前項の規定による使用は、次の期間を超えることができない。ただし、必要により更新することができる。 （１）　土地及び土地の定着物を貸し付ける場合　５年 （２）　建物その他の物件を貸し付ける場合 ア　事務所、食堂、売店等を目的として貸し付ける場合　３年 イ　その他の目的として貸し付ける場合　１年	特になし
豊　田　市	豊田市公有財産管理規則 第２１条　目的外使用の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、これを更新することができる。 （１）公の施設を利用する者のために食堂、売店又はこれらに類する施設を設置するとき　５年以内 （２）電線、電柱その他これらに類するものを設置するとき　５年以内 （３）地下埋設物で半永久的な施設を設置するとき　１０年以内 （４）前３号に定める施設以外の施設を設置するとき　１年以内	（工夫ではないが） 建物屋根への太陽光パネル設置は「建物余剰部分の使用」となるため、行政財産の貸付が適用されるのではないか。
安　城　市	安城市公有財産規則　第７条第２項 行政財産の使用期間は、１年以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、３年以内とすることができる。	電柱等は、所管課毎に許可を出すのではなく、財政課で取りまとめて新規・年度更新等の事務を行っている。
西　尾　市	行政財産目的外使用を許可する期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。ただし、市長又は教育委員会が特に必要と認めるときは、３年以内とすることができる。 （１）土地又は土地の定着物を使用するとき　２年 （２）建物その他の物件を使用するとき　１年	
蒲　郡　市	(1)　電柱、電線その他これらに類するものを設置するとき又は地下埋設物で半永久的な施設を設置するとき　5年 (2)　食堂、売店、事務所その他これらに類するものを設置するとき又は建物の壁面等を広告物の掲出に供するとき　3年 (3)　前2号のいずれにも該当しないとき　1年	とくにありません。
犬　山　市	土地及び土地の定着物の使用を許可する場合は２年 建物及びその他の物件の使用を許可する場合は１年	特になし
常　滑　市	常滑市財産規則　第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、法第238条の４第７項の規定により、その用途又は目的を妨げない限度において、用途を指定し、行政財産の使用を許可することができる。 （１）　職員、生徒、病院における入院患者等当該行政財産を利用する者のため、行政財産に食堂、売店、理髪所等の厚生施設を設置するとき。 （２）　公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間利用させるとき。 （３）　当該行政財産を運送事業、水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供することがやむを得ないと認められるとき。 （４）　災害その他の緊急事態の発生により、当該行政財産を応急施設として短期間使用させるとき。 （５）　国、他の地方公共団体その他公共的団体において、公用若しくは公共用又は公共的活動の用に供するため使用するとき。 （６）　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。 ２　前項の規定による使用許可の期間は、１年を超えることができない。	自動更新（１か年毎に許可が更新されたものとする）の規定を設けることができるものについては、その規定を許可証に記載することにより、事務負担の軽減を図っている。 また、庁舎内への自動販売機の設置などは、行政財産の貸付（地方自治法第238条の４第２項）を行うことにより、行政財産目的外使用許可と比較して、長期間の使用を許可し、高い貸付料を収入できるようにしている。

議題３　行政財産の目的外使用許可期間について（刈谷市提出）

市名	回答	
	（１）行政財産目的外使用の許可期間について定めている内容	（２）行政財産目的外使用許可事務について工夫している内容
江　南　市	江南市公有財産規則　第19条 目的外使用の許可の期間は、1年を超えることができない。ただし、これを更新することができる。	特になし。
小　牧　市	小牧市財産管理規則　第９条第２項 (行政財産の目的外使用の許可) 第9条 2　前項の規定による使用は、次の期間を超えることができない。ただし、更新することができる。 (1)　土地及び土地の定着物を使用させる場合は、2年 (2)　建物その他の物件を使用させる場合は、1年	なし
稲　沢　市	稲沢市公有財産管理規則第２４条　目的外使用の許可期間は、1年を超えることができない。ただし、建物、電柱等の敷地として使用する場合又は水道管、ガス管その他これらに類するものを設ける場合は、5年以内とすることができる。	
新　城　市	新城市公有財産管理規則　第２１条第２項 前項の規定による使用許可の期間は、１年以内（電線、電柱又は地下埋設物で半永久的な施設その他これをこれらに類するものは５年以内）とする。	
東　海　市	東海市財産管理規則 第8条 （省略） 2前項の規定による使用期間は、1年を超えることができない。ただし、建物、電柱等の敷地として使用する場合又は通路、用水路、水道管、下水道管その他これらに類するものを設ける場合は、5年以内とすることができる。	特になし
大　府　市	２　前項の規定による使用は、次の期間を超えることができない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、５年以内とすることができる。 （１）　土地及び土地の定着物を使用する場合は、２年 （２）　建物その他の物件を使用する場合は、１年 ３　第１項第５号により使用を許可する場合において、行政財産の管理に係る状況その他の事情を勘案し特別の事由があると市長が認める場合は、前項の期間については、同項の規定にかかわらず、市長が必要と認める期間とすることができる。	行政財産目的外使用許可のうち無償で市長に決裁を受けたもの、有償のうち電柱。電話柱については5年以内とし事務の統一を図るため期間緒末日を規定している。また、指定管理施設については、指定管理機関を優先して期間を決定している。
知　多　市	知多市公有財産管理規則 (目的外使用の期間) 第21条の2　目的外使用の期間は、1年を超えてはならない。ただし、電柱を設置するとき若しくはガス管等を埋設するとき又はその他特別の理由があると認めるときは、5年以内とする。 2　前項の期間は、更新することができる。	
知　立　市	知立市財産管理規則　第８条　第２項 ２　前項の規定による使用期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。ただし、更新することができる。 （１）　土地及び土地の定着物（建物を除く。）を使用する場合　２年 （２）　建物その他の物件を使用する場合（次号に該当する場合を除く。）　１年 （３）　前項第５号の規定により建物その他の物件を使用する場合　３年	太陽光の屋根貸しについては貸付契約を結んでおり、貸付期間は、21年となっています（そのために財産管理規則を改正）。管財担当課としては、行政財産目的外使用ではなく、行政財産の貸付契約とするように指導しています。この際貸付期間については、次のように定めています。 知立市財産管理規則　第９条 （１）　植樹を目的として土地及び土地の定着物（建物を除く。以下同じ。）を貸し付ける場合は、60年 （２）　建物の所有を目的として土地を貸し付ける場合は、30年 （３）　前２号に掲げる目的以外の目的で土地を貸し付ける場合は、10年 （４）　建物及びその従物を貸し付ける場合は、５年（太陽光発電設備の設置を目的として貸し付ける場合は、21年） （５）　土地及び建物以外のものを貸し付ける場合は、１年
尾 張 旭 市	尾張旭市公有財産管理規則にて、次のように定めている。 第16条　目的外使用の許可期間は、１年以内とする。ただし、市長が特に認めたときは、５年以内とすることができる。 ２　前項に規定する目的外使用の許可期間は、これを更新することができる。	特になし。

議題３　行政財産の目的外使用許可期間について（刈谷市提出）

市名	回答	
	（１）行政財産目的外使用の許可期間について定めている内容	（２）行政財産目的外使用許可事務について工夫している内容
高　浜　市	【高浜市公有財産事務取扱規則】 (行政財産の目的外使用の許可) 第13条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。 (1)　職員及び当該施設を利用する者のために、食堂、売店その他厚生施設を設置するとき。 (2)　公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝、その他公共目的のために行われる講習会、研究会その他の集会の用に短期間利用するとき。 (3)　水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認めるとき。 (4)　災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として極めて短期間その用に供するとき。 (5)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。	特にありません。
岩　倉　市	行政財産目的外使用の許可期間については、岩倉市財産管理規則第８条第２項において、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合については２年、建物その他の物件を貸し付ける場合については１年と定めている。 ＜岩倉市財産管理規則＞ 第８条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。 （１）　職員及び当該施設を利用する者のために食堂、売店及びその他の厚生施設を設置するとき。 （２）　公の学術調査研究、公の施設等の普及宣伝その他公共目的のために行われる講習会、研究会その他の集会の用に短期間利用するとき。 （３）　水道事業、電気事業又はガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認めるとき。 （４）　災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として極めて短期間その用に供するとき。 （５）　前各号に掲げるもののほか、財産管理者が特に必要と認めたとき。 ２　前項の規定による使用は、次の期間を超えることができない。ただし、更新することができる。 （１）　土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、２年 （２）　建物その他の物件を貸し付ける場合は、１年 ３　略	特になし。
豊　明　市	豊明市財産の使用料等に関する条例施行規則 (行政財産の使用許可の期間) 第3条　前条の規定による使用は、次の期間を超えることができない。ただし、更新することができる。 (1)　土地及び土地の定着物を使用する場合は、2年 (2)　建物その他の物件を使用する場合は、1年	次年度も申請のありそうな申請者には事前に通知をし、申請が適切に提出されるよう努めている。
日　進　市	(1)　土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、2年 (2)　建物その他の物件を貸し付ける場合は、1年	特になし。
田　原　市	「田原市公有財産管理規則」 第4節　行政財産の目的外使用許可 （目的外使用の許可） 第28条第２項 2　前項の規定により使用を許可する期間（以下「使用期間」という。）は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1)　土地及び土地の定着物を使用する場合　2年以下 (2)　建物その他の物件を使用する場合　1年以下 3　使用期間は、更新することができる。この場合において、更新後の使用期間は、前項各号に定める期間とする。	特になし
愛　西　市	1年以内。ただし、建物、電柱等の敷地として使用する場合、通路、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設ける場合又は電線等を架空する場合は、5年以内。	毎年、年度始めに掲示板にて各課周知を行っております。
清　須　市	清須市財産管理規則　第８条　第２項 ２　前項の規定による使用は、次の期間を超えることができない。ただし、更新することができる。 （１）　土地及び土地の定着物の使用を許可する場合は、２年 （２）　建物その他の物件の使用を許可する場合は、１年	特になし

議題３　行政財産の目的外使用許可期間について（刈谷市提出）

市名	回答	
	（１）行政財産目的外使用の許可期間について定めている内容	（２）行政財産目的外使用許可事務について工夫している内容
北名古屋市	・土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、２年 ・建物その他の物件を貸し付ける場合は、１年 ただし更新可能	特になし
弥　富　市	弥富市公有財産規則 行政財産の使用を許可する期間は、1年を超えることができない。ただし、建物、電柱等の敷地として使用する場合、通路、用水路、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設ける場合、電線を架空する場合又は市の有料広告事業の用に供するため、建物内部の柱類、壁面等を使用する場合は、5年以内とすることができる。	（特になし）
みよし市	みよし市財産管理規則により、下記の通り定めています。 ・電線、電柱、その他これらに類するものを設置するとき。　５年以内 ・地下埋設物で半永久的な施設を設置するとき。　10年以内 ・上記の施設以外の施設を設置するとき。　２年以内	-
あ　ま　市	2　前項の規定による使用は、次の期間を超えることができない。ただし、更新することができる。 (1)　土地及び土地の定着物の使用を許可する場合は、2年 (2)　建物その他の物件の使用を許可する場合は、1年	特にありません。
長久手市	行政財産の目的外使用許可期間は、原則として１年を超えない範囲での会計年度末日をもって一期間とする。	更新時に同一書類の添付を省略することができる。